

弘前市吉野町緑地周辺整備等PFI事業 募集要項等に関する質問回答(参加資格関連)

No	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	箇所	質問又は意見	回答
1	募集要項	○	-		3	Ⅱ,1,(7),イ	事業スキームが示されていますが、PFI事業(15年間・事業契約・サービス購入料)と附帯事業(15年～50年・定期借地契約・独立採算)とは、事業期間が異なり、互いに事業悪化の影響を与えないようにすべきと思われるので、別事業(別契約)のスキームに修正していただけないでしょうか。	PFI事業と附帯事業は、別契約となります。
2	募集要項	○	-		6	Ⅱ,1,(9),エ	光熱水費について、「毎年度実費精算」とありますが、SPCに水光熱費立替のための資金負担が発生してしまいますので、VFM最大化のためにも水光熱費は市が直接支払うようにしていただけないでしょうか？	光熱水費は市が直接支払います。
3	募集要項	○	-		6	Ⅱ,1,(9),カ	この記載により、 ・設計業務費を除く施設整備業務費相当額:2,320百万円(税込) ・設計業務費:209百万円(税込) ・サービス購入費2:1,681百万円(税込) がそれぞれ上限となるのでしょうか？	ご指摘のとおりです。
4	募集要項	○	-		7	Ⅱ,1,(10),ウ,(エ)	万が一附帯事業が破綻した場合に、附帯事業が破綻することのみを理由に、事業契約上、公共施設の維持管理・運営業務まで解約または減額とはならないとの理解でよろしいでしょうか？	ご指摘のとおりです。
5	募集要項	○	-		8	Ⅱ,1,(12)	供用開始日について、事業契約書案第1条(12)のとおり、「平成32年4月中の日」との理解でよろしいでしょうか？	ご指摘のとおりです。
6	募集要項	○	-		11	Ⅲ,1,(3),イ	「弘前市建設業者等指名停止要領に基づく指名停止期間がないこと。」とありますが、PFI事業は参加資格申請書提出から事業契約締結までの期間が長期となるため、最近の事例では短期間の指名停止については失格とはしない事例も多くみられます。指名停止期間が1か月以内である場合は失格にならないこととしていただけないでしょうか？	原案のとおりとします。
7	募集要項	○	-	—	12	Ⅲ,1,(4)	「代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、工事監理、建設、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、それぞれア～オをすべて満たすこと。」とありますが、代表企業が事業プロジェクトマネジメント業務やSPC運営業務を行う場合は、「ア～オ」の業務に該当しないので、参加資格登録は不要ということで宜しいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
8	募集要項	○	-		13	Ⅲ,1,(4),ウ	監理技術者と主任技術者を専任で配置することとありますが、一社施工の場合、監理技術者のみで良いという理解でよろしいでしょうか。	建設業法に定めるとおりです。

弘前市吉野町緑地周辺整備等PFI事業 募集要項等に関する質問回答(参加資格関連)

No	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	箇所	質問又は意見	回答
9	募集要項	○	-	—	13	Ⅲ, 1, (4), ウ, (エ)	「本件工事に係る建設業法第26条第2項に規定する監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(提案書提出日において雇用期間が3か月以上経過していることをいう。))にある者に限る。)を専任で配置することができること。また、監理技術者の変更は原則として認めない。」との記載がありますが、「建設業務を行う者が複数である場合」も各社がそれぞれ専任する必要がありますか。また、AB棟の煉瓦倉庫改修と付帯事業の建設事業者が異なる場合は、それぞれ別の技術者を専任する必要がありますか。	特定事業においては監理技術者は1名で構いません。また、特定事業と附帯事業の建設事業者が異なる場合は、別の監理技術者を選任する必要があります。
10	募集要項	○	-	—	13	Ⅲ, 1, (4), ウ, (オ)	「本件工事に係る建設業法第26条第1項に規定する主任技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(提案書提出日において雇用期間が3か月以上経過していることをいう。))にある者に限る。)を専任で配置することができること。また、主任技術者の変更は原則として認めない。」との記載がありますが、「建設業務を行う者が複数である場合」も各社がそれぞれ専任する必要がありますか。また、AB棟の煉瓦倉庫改修と付帯事業の建設事業者が異なる場合は、それぞれ別の技術者を専任する必要がありますか。	「建設業務を行う者が複数である場合」も各社がそれぞれ専任する必要があります。また、特定事業と附帯事業の建設事業者が異なる場合は、別の技術者を選任する必要があります。
11	募集要項	○	-		14	Ⅲ,2	会社法の規定により、最低資本金の制限は無いものと考えてよろしいでしょうか？	ご指摘のとおりです。
12	募集要項	○	-		19	Ⅳ,5,(7)	辞退する場合の期限について、平成28年12月20日(火)必着とされておりますが、対面型質問回答等を踏まえたコストや事業性の検証をこの日までにを行うことが困難であるため、平成29年2月3日(金)の提案書提出日を期限としていただけませんか？	平成29年1月27日までとします。
13	募集要項	○	-		19	Ⅳ,5,(8)	「参加表明以降に構成員を変更又は追加しようとする場合は」とありますが、協力企業も同様の手続きで、変更又は追加できると理解してよろしいでしょうか。(様式集(様式7)には「構成員又は協力企業変更追加申請書」となっています)	ご指摘のとおりです。
14	募集要項	○	-		19	Ⅳ,5,(8)	参加表明以降に構成員(協力企業)を変更又は追加しようとする場合の提出期限が「平成28年12月20日」までに設定されていますが、よりよい提案を実現する可能性を残したいため、提案直前まで延期してもらえないでしょうか。	平成29年1月27日までとします。
15	募集要項	○	-		19	Ⅳ,5,(9)	提案書が要求水準未達と判断され提案側に見解の相違がある場合に、事前にその旨が通知され、ヒアリング時にその件について協議させていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

弘前市吉野町緑地周辺整備等PFI事業 募集要項等に関する質問回答(参加資格関連)

No	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	箇所	質問又は意見	回答
16	募集要項	○	-		19	IV.5,(7),	辞退職を出さないまま、提案書の提出日を迎えた場合でも、応募者に対しペナルティは特に課せられないという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
17	募集要項	○	-		23	VI.1	P.11,(3)で定める応募者の参加資格要件を証する書類(例:納税証明書等)の提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	VI.1,(1),エの書類を提出してください。
18	募集要項	○	-	—	23	VI.1,(1),エ,c	コンソーシアムの企業のうち、1社が実績を有すればよいという理解でよろしいでしょうか。	コンソーシアム企業のうち、設計業務を行う企業1社が実績を有してれば結構です。
19	募集要項	○	-	—	23	VI.1,(1),エ,c	「実績を有することを確認できる書類」とは契約書の写しと理解して宜しいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
20	募集要項	○	-		23	VI.1,(1),エ,l	監理技術者を選任で配置することができることを確認できる書類、とはどのようなものになるのでしょうか。(実際の選任は、事業契約書案第22条第3項に基づき、着工60日前までに届け出をすることになると思われます。)	監理技術者の資格者証の写しと、雇用保険被保険者者証等の写しを提出してください。
21	募集要項	○	-		23	VI.1,(1),エ,i VI.1,(1),エ,j	監理技術者と主任技術者について、11月10日締切りの参加表明及び参加資格審査に際して提出する書類には各技術者の氏名を記載する箇所がありませんが、どのようにすればよいでしょうか。	配置する監理技術者及び主任技術者の氏名を記載した書類を作成いただいたうえで、その者との雇用関係を証明できる書類の写しを提出してください。
22	募集要項	○	-		23	VI.1,(1),エ,i VI.1,(1),エ,j	監理技術者と主任技術者について、11月10日締切りの参加表明時点で技術者は確定しないといけないでしょうか。	現時点で想定する技術者について提出していただき、変更する場合は提案書提出時に改めて技術者氏名と証明書類を提出してください。また提案書様式14には配置する技術者の氏名を記載してください。
23	募集要項	○	-	—	23	VI.1,(1),エ,m	コンソーシアムの企業のうち、1社が実績を有すればよいという理解でよろしいでしょうか。	コンソーシアム企業のうち、維持管理業務を行う企業1社が実績を有してれば結構です。
24	募集要項	○	-	—	24	VI.1,(1),エ,m	「実績を有することを確認できる書類」とは契約書の写しと理解して宜しいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
25	募集要項	○	-		26	VI.2,(1),コ	「指定の様式及び資料以外のものが提出された場合、…該当する様式と関連する部分の提案は全て無効」とありますが、「資料」は添付してもよい、ということでしょうか。「資料」の定義がありましたらご教示ください。	指定している様式、添付資料以外の資料の提出は認められません。

弘前市吉野町緑地周辺整備等PFI事業 募集要項等に関する質問回答(参加資格関連)

No	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	箇所	質問又は意見	回答
26	募集要項	○	-		27	VI.3.(3),ア	提出書類(提案書)については、著作権が市に帰属すると、事業者は複製等ができなくなってしまうため、著作権は事業者へ帰属し、市は利用する権利を有することとすることが一般的かと思っておりますので、修正いただけないでしょうか。	以下のとおり募集要項VI.3.(3),アを修正します。 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本事業に関する公表時及びその他市が必要と判断した場合には、提出書類の一部又は全部を無償で使用できる。 また、契約に至らなかった応募者の提出書類については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。